

令和2年5月1日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

UAゼンセン
日本介護クラフトユニオン(NCCU)
会 長 久保 芳信



新型コロナウイルス感染症の対応に関する要請書

現在、日本国内において、感染経路が明らかでない新型コロナウイルス感染症の感染者拡大により、特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大される状況となっております。

そのような中で、懸命に働いている医療従事者に対しては、「医療報酬を倍額にするなどの処遇改善に取り組む」との安倍内閣総理大臣の発言があるなど、各国で見られる医療崩壊を日本でも起こさせないために、政府としても尽力しているところだと存じます。

私たち介護従事者においても、医療従事者と同様、利用者等と濃厚接触をしなければ仕事ができない環境であるとともに、感染した際の重篤化リスクが高いとされる高齢者がサービス対象者であるということから、他業種よりも感染対策を徹底的に行わなければなりません。

しかし、現状は政府による新型コロナウイルス対策は十分とは言えず、介護現場からは多くの不安の声が寄せられております。

また、訪問介護事業所では、人材不足が特に顕著であるにもかかわらず、社会福祉施設等の休業によって訪問介護サービスに代替する利用者が増加している現状のもと、介護従事者は「感染するのではないか」「感染させるのではないかと」という不安と闘いながら、日々業務に従事しています。

つきましては、高齢者の生活維持に欠かせない介護現場が崩壊することなく、介護従事者が安心、安全に働くことができるよう、別紙のとおり要請いたします。

別紙

1. 介護従事者への特別手当の支給

介護現場では、密室でのケア・浴室でのケア・唾液に触れる食事のケア・排泄ケアなど感染リスクの極めて高い業務が行われている。そのため、「利用者や家族に発熱症状がある」「利用者家族の職場で感染者が出ている」「感染させる、感染するかも、という不安でいっぱい」等、介護従事者が感染の可能性を恐れ、利用者のケアを行うことを拒むケースが多くなってきている。

また、国においては、小学校等に通う保護者の休暇取得支援のための「小学校休業等対応助成金」を創設した。しかし、介護人材の不足により「有休を取得すると、サービスの担い手がいなくなり、利用者がケアを受けることができなくなる」という理由のため、「休みたくても休むことができない」という声が多く寄せられている。

介護業界の喫緊の課題は人材不足であることは言うまでもないが、特に訪問介護においては有効求人倍率が14.75倍(厚生労働省職業安定業務統計 2019年平均)にも上っている。今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、今以上に訪問介護サービスの需要が増加する可能性があり、現状のままでは対応できなくなることは明らかである。

したがって、介護人材の不足による介護現場の崩壊を防ぐために、「潜在有資格者の積極的な介護現場への復職」「高齢者の命を預かるという責任感から、リスクを負ってまで業務に従事している介護従事者の労に報いる」等を目的として、国の責任において特別手当の支給を要請する。

2. 衛生用品等の更なる支援

マスク不足が深刻な状況が続く中、介護現場では「厚生労働省から布製マスクが届き始めた」との連絡が入り始めているほか、自治体からの衛生用品確保に対する支援等が実施されている。

しかし、依然としてマスク、消毒液、体温計、防護服などの衛生用品が不足、枯渇しており、通常の手ルートでは確保できない状況が改善されていない。

したがって国は、衛生用品の確保については場当たりの対応ではなく、医療・福祉の就業者数が860万人(総務省労働力調査2020.02)であることや使用頻度等を踏まえ、科学的に必要量を算出した上で、安定供給に向けた強力で有効的な措置を継続的に講じることを要請する。

以上